

### 第3回文化方針検討分科会 要点録

開催日時・場所	令和元年11月15日(金) 18:00~20:00 パルテノン多摩4階 第2・3会議室	
参加者・傍聴者	参加委員8名、傍聴者2名	
出席職員	文化施策担当課長、財団職員1名、市アドバイザー、事務局4名	
主な内容	開会	本日の資料確認・前回要点録の確認
	次第1	複合文化施設条例 目的の検討について
	次第2	複合文化施設条例 事業の検討について
	閉会	次回について
議題	主な意見	
次第1 複合文化施設条例 目的の検討について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 文化芸術基本法の、文化芸術で社会をよりよくするという精神を意識するためにも、文化芸術を通して目的の実現を目指すということは明示すべき。</li> <li>② 「みんな」や「未来に向けた地域づくり」という言葉を抽象的な表現を少し具体化すると、イメージが伝わりやすい表現になるのではないか。</li> <li>③ 具体化しすぎると文章がわかりにくくなる。バランスは考えて整理すべき。</li> <li>④ 第1条に設置だけではなく目的が入った点はいい。抽象的な言葉ではなく、伝わる言葉にすべき。また、施設の理念や劇場法の引用にこだわらず、知らない人でも、この条例を読んでわかることが大事。</li> <li>⑤ 「みんな」は、多摩市の総合計画に用いられている。具体化すると含まれない人がでてきてしまいそうな懸念がある。</li> <li>⑥ わかりやすい構成として「(誰)に対して(どうなる)ことを期待して(何を)使って(どうなるか)」という書き方をすると伝わりやすい。</li> <li>⑦ 「誰に言うか」を明確にすることは重要な指摘。設置条例は指定管理者と市民に対して示す2つの性質がある。</li> <li>⑧ 理念を引用しなくてもいいのではないか。「広場」と「みんな」という言葉は大事なキーワードだと思うので「みんなの広場」とすればまとまるのではないか。</li> <li>⑨ みんなの広場はパルテノンにあっていて。また、他の条例と比べて「～もって」が入っていないのが読みやすく良い。</li> </ul>	
次第2 複合文化施設条例 事業の検討について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業に関わる条文がそのままだと、実際の運営も変わらないのでは。前回の意見では、参加体験を強調していたが、良質な文化芸術の鑑賞がまず大切だと思う。</li> <li>② 管理運営計画上においても、鑑賞事業に関する記載が少ないと思う。</li> <li>③ 条例で事業を規定することにも長所短所がある。規定することで行うべき事業が明確になるが、それ以外の事業を実施する際には理由が伴う。規定しないことで、柔軟に事業を行えるが、条文の解釈に委ねざるを得ないリスクもある。</li> <li>④ 第3条の(1)の事業運営に関する業務には、(2)以降の許可や維持修繕に関することも含むように見える。管理運営計画の事業計画を反映すべきでは。特に、良質な文化芸術の発信はパルテノン多摩の大事な事業として強調すべき。</li> <li>⑤ 設置条例は指定管理者制度が導入されるにあたりつくられた経緯もあり、指定管理者に何をやらせるかが中心的な内容になっている施設が多い。</li> <li>⑥ 欧米において劇場は鑑賞のための場として認識されている一方で、日本ではむしろ劇場を使うという視点が近年強い。劇場の本質は観て楽しむところにある。その体験から他者への愛や優しさが育まれ、幸せにつながる。</li> <li>⑦ 使う施設か観る施設か、どちらを主とするかは議論の分かれるところではある。</li> </ul>	
事業の意見を踏まえて、目的を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気軽に来れる場所と本物に触れられる場所として本当に両立できるのか。</li> <li>② 実現するのは難しいが、「目指す」という言葉で前向きな意思を示すのはどうか。</li> <li>③ 幸せとか他者への思いやりという言葉は入れられないか。また、理念は常に忘れないためにも残すべきでは。</li> <li>④ 「まちの魅力を創造する」ではなく、自分ごとにできる表現を用いるべき。</li> <li>⑤ 補足だが、まちと劇場は、まちが劇場をつくり、劇場がまちをつくるという相互の関係性がある。地域を意識した劇場運営は良い結果をもたらしていると思う。</li> </ul>	